

## 産業廃棄物処理施設軽微変更届書類一覧表

No	内 容	添 付 書 類
1	氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人にあつては住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものに限る。以下同じ。）</li> <li>・法人にあつては定款又は寄付行為及び登記事項証明書（旧：商業登記簿。以下同じ。）</li> <li>・申立書</li> </ul>
2	住所（本店所在地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書</li> </ul>
3	住所表示 （市町村合併等によるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人にあつては住民票の写し</li> <li>・法人にあつては登記事項証明書又は住所表示の変更が証明できる書類（市町村区長が交付する通知書等の写し）</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する法定代理人</li> <li>・役員</li> <li>・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者</li> <li>・令第 6 条の 10 に規定する使用人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該変更に係る者が役員、株主又は使用人（以下、「役員等」という。）である場合には、その者の住民票の写し</li> <li>・法人の役員の変更である場合には当該法人の登記事項証明書</li> <li>・法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員 の住民票の写し</li> <li>・申立書</li> </ul> <p>注）役員等の個人の本籍、住所又は氏名（代表者を除く。）の変更については、提出を要しない。）</p>
5	<p>以下の物の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 P C B 汚染物又は P C B 処理物、その他産業廃棄物の焼却施設、水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設における焼却灰等</li> <li>・廃油の油水分離、廃酸又は廃アルカリの中和施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設における汚泥等</li> <li>・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設における熔融処理に伴い生ずる廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の処分方法を記載した書類</li> </ul>
6	産業廃棄物の最終処分場の埋立処分 の計画及び災害防止のための計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の計画を記載した書類</li> </ul>
7	産業廃棄物の搬入及び搬出の時間 及び方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類</li> </ul>
8	着工予定年月日及び使用開始予定 年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の年月日を記載した書類</li> </ul>
9	産業廃棄物処理施設の位置、構造 等の設置に関する計画の変更※ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の設置に関する計画を記載した書類</li> <li>・変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書</li> </ul>
10	産業廃棄物処理施設の維持管理に 関する計画の変更※ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</li> </ul>
11	欄外に記載した変更※ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更の内容がわかる書類</li> </ul>

※1 「変更の許可」に該当しない変更が対象となります。「変更の許可」が必要な場合がありますので、処理施設に係る変更を行う場合は、事前に当課まで御相談ください。

※2 以下のいずれにも該当しない変更が対象となります。

・法第15条第2項の申請書に記載した処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10%以上増大するに至るもの

・産業廃棄物処理施設の位置の変更又は産業廃棄物処理施設の処理方式の変更

・以下の産業廃棄物処理施設の種類に応じ、設備に係る物又は当該変更に伴う設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

■ 汚泥の脱水施設（脱水機）

■ 汚泥の乾燥施設（乾燥設備）

■ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB汚染物又はPCB処理物、産業廃棄物の焼却施設（燃焼室）

■ 廃油の油水分離施設（油水分離設備）

■ 廃酸又は廃アルカリの中和施設（中和槽）

■ 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設（破碎機）

■ ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設（混練設備）

■ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設（ばい焼施設）

■ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分離施設（熱分解設備又は分解槽）

■ アスベスト類の熔融施設（熔融炉又は破碎設備）

■ 廃PCB類の分離施設（反応設備）

■ PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設（洗浄設備又は分離設備）

■ 遮断型最終処分場（外周仕切設備）

■ 安定型最終処分場（擁壁又はえん堤）

■ 管理型最終処分場（遮水槽又は擁壁若しくはえん堤）

・処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更

・施設の変更に伴い設計計算上達成することができる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

・排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更

・排ガスの性状、放流水の水質等の保全のため達成することとした数値の変更であって、変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増加するもの

・排ガスの性状及び放流水の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が低くなるもの

・その他施設の維持管理に関する変更

ひとつでも該当する場合は、「変更の許可」に該当するため、事前に当課まで御相談ください。また、添付書類についても変更内容により変わるため、事前に当課まで御相談ください。

※3 提出部数は2部です。添付書類は1部正本を、あと1部はコピーを御用意ください。